

市立保育所でも 緊急一時預かり事業を実施しています



1. 利用できる時

- ① 保護者の出産、看護、介護、災害、傷病、冠婚葬祭、出産に伴うつわりや通院など、**緊急一時的**に家庭における育児が困難となり保育が必要なとき。
- ② 引越し、兄弟の学校行事、就職面接、育児疲れなど**私的な理由（育児リフレッシュ）**
⇒ 年度内 15 日利用できます。（事由ごとに 15 日利用可。ただし②は週 3 日限度。）

2. 利用期間及び時間と料金

- 月曜日～金曜日（土日、祝祭日、年末年始は休所です。）
一日利用の場合 2,000 円 午前 9 時～5 時
半日利用の場合 1,200 円 午前 9 時～12 時または午後 12 時～5 時



3. 対象児童

生後 3 か月から就学前児童（浜保育所のみ満 1 歳からになります。）

- 申込は原則 1 か月前～10 日前までに希望する保育所へ利用申込書を提出してください。
（緊急の場合等は保育所へお問合せください。）
- 登録の必要はありませんが、事前に面談し書類などお渡ししますので、ご利用の際は、まず、直接各市立保育所へお問い合わせください。
- 利用申込書は岸和田市のホームページからダウンロードもできます。

トップページ → 行政の窓口 → 組織でさがす → 子育て施設課 → 市立保育所の一時預かり

○	浜保育所	422-0198	○	春木保育所	439-6431
	千喜里保育所	422-1344	○	城北保育所	444-3785
○	大宮保育所	445-7464		城内保育所	439-9981
	旭保育所	427-7934	○	八木北保育所	427-2995
	山直北保育所	445-0355		修斉保育所	427-9767

※○がついている施設で緊急一時預かりを実施しています(令和 6 年 11 月 18 日現在)



【お問い合わせ】

岸和田市役所

子ども家庭応援部 子育て施設課

電話番号：072-423-9482